

雇用調整助成金等に係る緊急提言

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により全国に緊急事態宣言が出される中、幅広い業種の事業者において、事業活動の休止や縮小を余儀なくされており、事業の継続と雇用の維持が深刻な課題となっている。

また、地方公共団体の労働相談窓口では、休業に伴う賃金に関する相談や解雇・雇止めに関する相談などが急増しており、緊急事態宣言の期間延長により、事業者、労働者ともに雇用の維持への不安がさらに深刻化することが懸念される。

今回の感染症の拡大は、これまでにない規模であらゆる事業者に影響を及ぼしていることから、日本経済への打撃は測り知れないものとなる恐れがある。

このため、休業を余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、そして事態収束後、早期に日本経済の回復を図っていくためには、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）が確実かつ迅速に利用されることが極めて重要である。

国においては、これまで助成率の拡充や要件緩和、申請書類の簡素化等を講じており、ほぼ全ての事業者が助成金を利用できる状況にはなっているが、その内容について十分な認知や理解がされておらず、また依然として申請手続上のハードルがあるために、確実かつ迅速に支給されているとは言い難い状況である。また、度重なる制度改正により、現場は混乱を来しており、制度として破綻寸前にある。

助成金が真に役立つものとなるよう、国が責任を持って周知・啓発の徹底と利用促進を図り、さらなる手続きの簡素化や支援内容の拡充を講じられるよう提言する。

なお、今回浮き彫りになった課題を踏まえ、制度の抜本的な見直しを行ったうえで、制度を恒久化していくこと。

1 休業手当制度の理解促進について

休業手当制度について、事業者が十分に理解していないため、適切に支給しないまま休業を続けるケースも懸念されており、結果として、雇用の維持に向けた助成金の利用に繋がらないことから、社会保険労務士などを活用して、すべての事業者に対し、休業手当制度の理解促進を図ること。

2 助成金制度の周知と利用促進について

助成金については、緊急雇用安定助成金の新設をはじめとしてこれまで複数回にわたり制度の拡充や要件緩和等が行われており、事業者等の混乱も想定されることから、最新の制度に関してあらゆる手段を講じて周知を行い、助成金の利用促進を積極的に図ること。

特に、パートやアルバイトなど雇用保険被保険者でない労働者が対象となる緊急雇用安定助成金については、利用が進んでいないことから、事業者への徹底した周知と利用促進が必要であること。

また、労働保険料の滞納がある場合等についても特例措置が設けられたところであり、労働保険の加入手続をとっていない事業者に対して周知の徹底を図ること。

3 助成金制度の改善について

(1) 申請手続等の改善について

- ① 緊急対応期間中においては、事業者の資金繰りに配慮し、申請から支給決定に至るまでの処理期間（具体的期限やスケジュール）を設定するとともに、休業手当支給前の助成金申請を可能とし、手当の支給を証する確認書類の後日提出を認めるなど概算払の導入や持続化給付金のような定額支給を検討すること。
- ② 生産指標要件の指標の確認に時間がかかり申請が困難となっている事業者もいることから、生産指標要件を撤廃すること。
- ③ 雇用保険被保険者と非加入労働者が混在する場合、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金それぞれの申請が必要となるが、单一様式での申請を可能とするなど、手続の簡素化を検討すること。
- ④ 都道府県知事からの要請等により急遽休業等に対応せざるを得ないケースも想定されることから、労使間の休業協定の省略を認めること。
- ⑤ 休業等実施計画届は6月30日までの事後提出が可能となっているが、これを省略し、実績一覧表の提出のみをもって申請可能とすること。
- ⑥ 計画届提出時における「事業所の状況に関する書類」については誓約書等で対応可能とし、「組合員名簿」についても労働者代表選任届に添付する労働者の委任状を不要としていることから、同様に不要とすること。また、支給申請時における「就業規則・給与規定・労働条件通知書」、「出勤簿」、「年間休日カレンダー」についても事業者の事務負担軽減の観点から誓約書等で対応可能とすること。

(2) 支援内容の拡充について

- ① 資金繰りに不安がある事業者が、躊躇なく休業手当を支給することができるよう助成金上限額（日額8,330円）の引き上げ（教育訓練加算額の引き上げを含む。）を検討すること。
- ② 中小企業に対する特例措置について、都道府県知事の休業要請対象外の中小企業についても、外出自粛要請や取引先の休業など間接的な影響を受けていることから、助成率を一律10／10とすること。
- ③ 緊急事態宣言の期間延長に伴い、休業期間の長期化の影響が懸念されることから、支給限度日数の拡大や状況に応じた緊急対応期間の延長など、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう必要な措置を早急に講じること。

4 体制等の強化について

制度に関する問い合わせが各労働局・ハローワークに殺到しており、相談のための電話がつながらない、また来所しても長時間の待ち時間となるなど、申請までに時間や手間がかかる状態が続いているため、事業者が円滑に相談でき、速やかに申請できるよう、窓口体制の拡充を図ること。

また、社会保険労務士による積極的な手続支援が進むよう、その連帯責任を問わない運用が明確となるよう、周知の徹底を図ること。

さらに、オンライン申請の導入にあたっては、手続に不慣れな事業者が円滑に申請できるよう、商工団体・金融機関・行政書士等その他の民間機関も活用した支援策を検討すること。

5 財源措置について

感染症拡大の影響を受ける事業者の雇用の維持に向けた地方公共団体が行う取組（助成金の円滑な申請手続を補完するための社会保険労務士などの専門家の活用や支援員の配置など）に対して、十分な財政措置を講じること。

6 雇用保険の特例措置について

激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる特例措置について、今回も適用し、労働者自らが給付請求できるとともに、事業主側の休業手当支給負担を軽減できるよう、弾力的な運用を行うこと。この場合、特に次の点を考慮すること。

- ・パート・アルバイト等雇用保険被保険者とならない者への適用
- ・支給率及び上限額の引き上げ
- ・受給者の休業・一時離職前の被保険者期間の通算

令和2年5月13日

全国知事会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

全国知事会 農林商工常任委員会委員長

広島県知事 湯崎 英彦